

第106回 姫路市農業委員会総会議事録

開催日時 令和8年(2026年)3月24日(火) 午後1時25分から午後2時25分

開催場所 姫路市役所 本館10階 第2会議室

農業委員の出欠状況及び署名委員

議席番号	氏名	出欠	署名委員	備考
1	後藤明彦	出席		
2	小林隆	出席		
3	森下光春	出席		
4	大西正紀	出席		
5	岡本富博	出席		
6	船引政則	出席		
7	嘉ノ海敏明	出席		
8	青田俊則	出席		
9	沼田静雄	出席		
10	嶋田秀文	出席		
11	飯塚祐樹	出席	○	
12	竹内己良	出席	○	
13	橋本静枝	出席		
14	小林弘行	出席		
15	吉田勝博	出席		
16	竹内光明	出席		
17	福永信幸	出席		会長職務代理者
18	青田誠	出席		会長職務代理者
19	田摩仁志	出席		会長

その他の出席者 0名

農業委員会事務局職員 3名

議事内容

議案第1号	農地確認及び非農地確認について
議案第2号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第3号	農地法第4条の規定による許可申請について
議案第4号	農地法第5条の規定による許可申請について
報告第1号	農地法第3条の規定による許可申請等に係る聞き取り調査について
報告第2号	農地法第4条の規定による届出の専決について
報告第3号	農地法第5条の規定による届出の専決について
報告第4号	合意による解約等の通知について
報告第5号	転用許可（一時転用）に係る事業の完了について
報告第6号	県許可案件の許可状況について
報告第7号	公共事業等による農地の転用について
報告第8号	農業経営改善計画（認定農業者）の認定について

(令和8年3月24日 午後1時25分)

議 長 予定の方が揃われませんでしたので、只今から、第106回総会を開催致します。

【 議 長 挨拶 】

現在の出席者数は、農業委員19名中19名の出席で過半数に達しており、会議は成立しております。

それでは、議案審議に先立ちまして、本日の議事録署名委員を議長より指名させていただきます。よろしいでしょうか。

各 委 員 異議なし。

議 長 異議なしの声を得ましたので、本日の議事録署名委員を飯塚祐樹委員と竹内己良委員にお願いいたします。

それでは、これより議案審議に入ります。いずれも慎重審議をよろしくお願いたします。

議案第1号「農地確認及び非農地確認」について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第1号（P1～P2）を説明する。

〔農地確認及び非農地確認について〕

この度は、農地確認の申請が1件、非農地確認の申請が5件提出されております。

まず、農地確認です。

書写の田□□□□につきまして、「5条受理を受けたが、計画が変更となり、引き続き農地として利用している」との申請です。現況は「田」となっております。

担当委員から「適当である」との意見を頂いております。北西部地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。

続きまして、非農地確認です。

1番です。

家島町坊勢の畑□□□□につきまして、「平成12年以前から宅地として利用

している」との申請です。

2番です。

安富町三森の田□□□につきて、平成10年より住宅敷地の一部として利用している」との申請です。

3番です。

夢前町筋野の畑□□□□につきて、「昭和50年以前より山林となっている」との申請です。

4番です。

御国野町深志野の畑□□□□につきて、「平成11年以前から倉庫敷地として利用している」との申請です。

5番です。

船津町の田の一部□□□□につきて、「昭和50年以前から農業用倉庫の敷地として利用している」との申請です。

現況は、いずれも申請どおりの内容となっており、各担当委員から「適当である」との意見を頂いております。

各地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議お願いいたします。

議長

有難うございます。

只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問、その他補足事項はございませんか。

各委員

・・・。

議長

特にないようですので、承認とすることよろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

議長

「異議なし」の声を得ましたので、承認と致します。

次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」について、事務局から説明をお願いします。

事務局

〔農地法第3条の規定による許可申請について〕
議案第2号（P2～P11）を説明する。

農地法第3条の規定による許可申請について、この度は、60件の申請が提出されております。参考資料（3条）もあわせてご覧ください。

所有権の移転が15件、使用貸借権の設定が44件、賃借権の設定が1件で、市街化区域の案件が7番である外は、いずれも調整区域または都市計画区域外の案件となっております。申請地は、22番以降が「貸付地」である外は、いずれも譲渡人・貸人の「自作地」で、譲受人・借人は6番が学校法人である外は、いずれも「個人」となっております。「農地取得後の全部耕作・常時従事」につきては、いずれの案件も申請地等に無断転用地等は確認されておらず、申請地の耕作に必要な機械及び従事者等を確保されております。「通作距離」につきては、9番、24番25番、38番が30km以内である外は、いずれも15km以内となっております。「周辺の農地等の農業上の利用に及ぼす影響及び措置」につきては、いずれの案件も「周辺の農業と同様の農業を行うので、特に影響はない」ものとの申請となっております。

それでは、案件毎に申請の概要をご説明いたします。

1番から3番につきては、現在耕作面積が0㎡の新規農家の方の案件です。いずれも営農計画書が添付されております。

1番です。

飾西の田□□□□につきて、刀出の□□□□□□が、□□□□□□から

以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議お願いいたします。

議長 有難うございます。
只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等はございませんか。また、報告や補足説明等ございますか。

委員 19番と20番は親子がそれぞれ農地を取得するが、耕作面積は合計されるのか。

事務局 農地法上の耕作面積は、原則として世帯、生計を一にする家族単位で合算して計算されます。このため、親子で同一世帯ですので、農家台帳上経営面積として合計して算出されています。

委員 13番14番ですが、作付作物は「露地野菜、水稻」で、水稻については田植と刈取については委託されるとのことですが、これはいいとして、農機具には耕耘機などの耕耘に関するものが見当たらないですが、面積から考えて必要ではないかと思われませんが、どうされるのでしょうか。

事務局 申請書を見ますと、譲受人の農作業歴は20年と十分にあります。また、□□□□□□□□□□□□□□という方が農業経験が十分にあり、協力して農業をやっていくと聞いていますので、そちらが担当されるのではないかと思います。念のため、申請人に確認をしておきます。

議長 その他、なにかございますでしょうか。

各委員 ……

議長 特にないようですので、それでは、総会規定に基づき、採決します。いずれも許可相当と判断される方は挙手をお願いします。

各委員 (全員挙手)

議長 全員の挙手をいただきましたので、いずれについても許可相当といたします。
次に、新規農家の聞き取り調査についてですが、事務局からの説明もありましたが地区協議会の意見では、1番については必要、2番と3番については必要なし、との意見でしたが、こちらについてなにかご意見等ありますか。

各委員 ……。

議長 特にないようですので、1番について聞き取り調査をするということによろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

議長 「異議なし」の声を得ましたので、1番について、4月1日に来ていただいて新規農家の聞き取り調査を実施することとします。

続きまして、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請」及び「農地法施行規則第29条第1号の確認」について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第3号(P12)を説明する。

事務局 議案第3号(P7)を説明する。
〔農地法第4条の規定による許可申請について〕

(午後2時25分 終了)

議事録署名委員

(議長)

田 靡 仁 志

(署名委員)

飯 塚 祐 樹

(署名委員)

竹 内 己 良
